

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第二十四号

(三三三)

昭和三十年七月八日(金曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君

理事 宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
植竹 春彦君
木村篤太郎君
上林 忠次君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
小柳 牧衛君
堀 眞琴君

委員外議員

衆議院議員

衆議院議員

政府委員

経済審議

政務次官

経済審議

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

杉田正三郎君

御承知の通り、占領下における昭和

常任委員 川島 孝彦君
会専門員 池田 直君

説明員
會計検査院事務 池田 直君
総局事務局長 池田 直君

本日の会議に付した案件
○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(山下義信君外三名発議)

○日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議)

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席に関する件
○経済審議院設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員外議員(山下義信君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院第一二二号)を議題といたしまして、提案者の説明を聴取したいと思います。

○委員外議員(山下義信君) ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知の通り、占領下における昭和二十年十一月連合国最高司令官から発せられました覚書に基きまして、旧軍人軍属及びその遺族に対する恩給は、そのごく一部を除いて廃止されていたものであります。わが国の独立後、従来一般公務員及びその遺族と恩給法上全く同じに扱われておりました。これら旧軍人軍属及びその遺族の恩給を廃止または制限の状態で放置いたしますことは妥当でないとして、昭和二十八年八月、法律第五十五号をもちまして、いわゆる軍人恩給の復活が行われたのであります。しかしながら、この復活の措置も、当時の国家財政上の制約から完全には行われず、なお一般公務員と比較いたしまして不利な取扱いがなされておるのが現状でございます。

これら旧軍人軍属及び遺族の大部分の者は、戦争責任者と申しますよりはむしろ逆に戦争犠牲者であり、また、たとえ戦争責任の一部をになうべき者でありまして、その責任は別個に追及すべきでありまして、恩給制度がわれわれの理想といたしておりました総合的、統一的社会保障制度の樹立への一環をなすものであると考えるときにおきましては、これらの者に對する恩給法上の取扱いを一般公務員と差別する理由は何ら見出せないと言わなければなりません。

右のような趣旨から、現下の国家財政を考慮しながら、別個提案いたしました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案と一体をなしつつ、社会保障の実をあげるため、旧軍人軍属及び遺族に對する恩給上の取扱いを一般公務員のそれに近づけ、かつ一部戦争犠牲者に對する救済の手を差し伸べようとするのが、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、その改正の内容を簡単に御説明申し上げます。まず第一に、恩給の金額の計算の基礎となります法定俸給の年額であります。現在一般公務員につきましては、これが一万二千円ベースで算出されておるのに対し、旧軍人及び旧準軍人につきましては一万円ベースで算出されておるのであります。また法律第五十五号によつて軍人恩給を復活いたします際、国家財政の都合から、旧軍人の法定俸給年額は一般公務員より四号引き下けて定められておるのであります。この旧軍人の俸給年額を一万二千円ベースに引き上げるとともに、尉官以下の号俸を四号ずつ引き上げようとするのが改正の第一点であります。

次に、現行法によりますれば、旧軍人軍属としての在職中は、特別の場合を除きまして「引き続く七年以上の実在職年」でなければ恩給の基礎となる在職年に入られず、また加算年は既決定のものを除き全然認められないこととなつておるのであります。このため数人を区切つて何回も召集を受けた応召軍人等は何ら恩給の恩恵に浴さないといふ不合理が生じておるのが現状であります。そこで旧勅令第六十八号第二條第二項のいわゆる戦地加算につきましては、文官たる軍人たるを問はず一月につき一月の割合でこれを認めることとし、また引き続く実在職年

に限らず、通算加算して合計七年以上旧軍人軍属としての在職年があれば、これを恩給の基礎となる在職年に入しようとするのが改正の第二点であります。

次に、公務によつて死亡した旧軍人または旧準軍人の遺族に給せられる公務扶助料の年額は、特にこれらの遺族の生活事情にかんがみ、最低額を三万八千三百五十円に定めようとするのが改正の第三点であります。

次に、今次終戦に因する非常事態に當つて、旧軍人、旧準軍人または旧軍属たる特別の事情に因して死亡した者、特に自決した者とその死亡を公務傷病により死亡した者と同視すべきものとして弔慰金を給されることとなる者については、公務扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給しようとするのが改正の第四点であります。

その他この法律案の表面には出ておりませんが、別個提案いたしました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案によりまして、軍人軍属が戦地における在職期間内に負傷し、または疾病にかかり、その後死亡した場合において、その負傷または疾病が公務以外の事由によつたことが明らかでないときは、公務上負傷または疾病にかつたものとみなして、その遺族に弔慰金を給することといたしたもので、これらの者にも恩給法による公務扶助料が給されることとなるのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに

第一 内閣委員会會議録第二十四号 昭和三十年七月八日【参議院】

一

御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 本案の審議は次の委員会に譲りたいと思います。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、参議院議員千葉信君はか六名の提案にかかるとあります。発議者千葉信君から提案理由の説明を聞きたいと思ひます。

○千葉信君 ただいま議題となりました日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年四月、日本国との平和条約の効力の発生に伴い、連合国軍労働者の身分が切りかえられて国家公務員からははずされ、その後は日米安全保障条約に基づく駐留軍のための労働者は国によって間接雇用され、英連邦軍のための労働者は軍に直接雇用されておりましたが、昨年、国連軍協定及び日米相互防衛援助協定の締結並びに調達庁設置法等の一部改正により、国連軍及び軍事援助顧問団のための労働者も、従来の米駐留軍のための労働者と同じく、国によって間接雇用されることになり、すべてこれらの者の給与その他の勤務条件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員の給与を

の他の勤務条件を考慮して調達庁長官が定め、その勤務費は軍が負担することになっております。ところで、駐留軍等の労働者は、終戦以来、言語、風俗、習慣を異にする外国軍隊に使用され、しばしば軍の都合により解雇を受ける等、身分の不安定な労働環境のもとに、国に課せられた労働提供の責務を果すため協力しており、特に駐留軍等の配備の変更または撤退その他国の内外の客観情勢に基き、大幅の人員整理を余儀なくされつつありますが、常にこれらの労働者の給与等を定める基準とされている国家公務員につきましては、整理退職の場合の退職手当につき、支給率が昭和二十三年以降に引き上げられては、最低保障の規定も設けられ、また一昨年の秋以来、特別待遇、ついで臨時特命の制度が考慮されておりますのに対し、駐留軍等の労働者の整理退職手当の支給率は昭和二十三年以降据え置かれておるのであります。従いまして、この際駐留軍等労働者が、人員整理等自己の責に帰すべき事由以外の場合、国家公務員の整理退職の場合との均衡上、少くとも現行支給率の三分の一増の退職手当を保障し、もつてこれらの者の身分の不安定を多少とも救済しようとするのが、この法律案を提出いたしました理由でございます。

何とぞ御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 本法律案につきましての審議は後日に譲ることになりました。

速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めさせていただきます。

次に、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院第二八号)を議題といたします。

本案は、衆議院議員高橋等君はか百十一名の提案にかかるとあります。衆議院議員高橋等君から提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(高橋等君) ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本案は、自民両党の共同提案にかかるとあります。戦没者遺家族、戦傷病者、老齢旧軍人の人々は、今次戦争の犠牲者中、最も気の毒な方々であります。国家が英霊の祭をおごそかにいたし、遺家族をはじめ、これらの人々の処遇を厚くすることは、平和国家、道義国家の建設発展の重大要件であることは申すまでもありません。

従つて、わが国の独立とともに申慰金及び遺族年金の支給をなし、引き続き恩給の復活を実現し、予算総額の八割強にあたる金額をこれに充てておるのであります。しかも、なおこれらの人々の恩給給付は、一般文官に比較して、はなはだしく均衡を失つておる現状であることを遺憾といたします。国民の間に不平等があり、ことに戦争に当り国民にかつて犠牲となつた人々が、終戦後十年に及ぶ今日まで、一般国民と不当な差別待遇を受けておるといふ事実を十分認識するときは、温情と誠意をもつて事の解決をはかることが民主主義の鉄則であることは申すまでもありません。

以上の見地に立ちまして、国家財政の現況を勘案しつつ、先般自民両党によつて予算等の修正をなし、ここに文官との不均衡を正す中心として、その他必要な改正を加えて本改正法案を上程いたしました次第であります。

この法律案におきまして、改正を加えようとするおもな点につき御説明申し上げます。その第一点は、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの人々の遺族の恩給の年額の増額に関するものであります。これらの人々の恩給金額計算の基礎となる仮定俸給年額は、現在、軍人恩給廃止前に退職または死亡した一般公務員もしくはその遺族のそれに比べて少く、従つてその恩給支給水準も低くなつておりますので、一般公務員との間のかような違いをなくするため、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの人々の遺族の受ける恩給金額計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額を、いわゆる一万二千円ベースの支給水準に引き上げ、かつ号俸についても、上に薄く下に厚くする精神をもつて一般文官との調整をはかり、原則として四号俸、一部のものについて三号俸または二号俸を引き上げ、その恩給金額を一般公務員及びその遺族の恩給支給水準の程度まで増額したとするとするものであります。

ところで、その実施につきましましては、国家財政に及ぼす影響を緩和する目的をもつて、本年十月分から昭和三十一年六月分までの間の恩給については、現行の恩給金額にこの改正による増額分の五割に相当する金額を加えたものを給することとし、昭和三十一年七月分からの改正通りの金額を給することとしたとするとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号

附則別表第一の改正規定並びに附則第一項及び附則第七項から第十項までの規定がこれに関するものであります。

第二の点は、旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の恩給の基礎に引き続く一年以上七年末満の実在職年を通算することに關するものであります。現行法におきましては、これらの人々の在職年は、軍人恩給廃止前に裁定された恩給の基礎に引き続く以上七年以上の在職年に限り恩給の基礎に算入されることになっておりました。従つて、二年、三年、四年というふうには何回も応召し、前後を合算すると、普通恩給に引いての所要最短在職年数に達するに、年金たる恩給を給せられない場合も少なくありませんので、少くとも最短在職年数に達する年金たる恩給を給する道を開く趣旨をもちまして、旧軍人、旧準軍人または旧軍属の恩給につきましましては、一年以上七年末満の在職年をもその恩給の基礎に算入することとしたとするとするものであります。しかし、国家財政の現状にかんがみ、現行法によつて普通恩給を受ける権利を取得できる人々及びその遺族につきましましては、この措置をしないこととし、また、この措置により恩給の基礎に算入する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給についての所要最短在職年数をこえることとなる場合には、これを最短在職年数で押えることとし、この措置により、新たに普通恩給または扶助料を給せられることとなる人々が、すでに一時恩給または一時扶助料を給せられていた場合におきましては、重複給付になることを避ける趣旨をもちまして、その金額を普通恩給または

扶助料の年額から控除する等、相当の調節をはかりとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の二、附則第一項、第三項及び第四項の規定がこれに関するものであります。

第三の点は、いわゆる戦犯者として

拘禁された人々の拘禁中の期間及び傷病に関する恩給法上の取扱ひに関するものであります。ソ連、中共に抑留されているいわゆる戦犯中、旧軍人軍属であつた未復員者その他については、恩給法上未復員公務員という制度を設け、抑留中の期間は恩給の在職期間に通算されております。よつて連合国最高司令官により抑留または逮捕せられ有罪の刑に処せられ拘禁された公務員であつて、在職中の職務に關連して拘禁された者についても、恩給法上右に準じて取り扱ひ、その人々の公務員としての在職年を計算するに當つては、当該公務員の普通恩給についての所要最短在職年限に達するまでを限度として、拘禁中の期間を加えることとし、この措置により、初めて普通恩給または扶助料を給せられることとなる者につきましては、第二の点で申し上げましたと同じ趣旨により、一時恩給または一時扶助料を給せられた場合におきましては、その金額と年金恩給との調節をはかることとして、また、拘禁されている間に自己の責に歸することのできない事由によつて傷病を受けたまたは疾病にかつた公務員につきましては、これらの者の拘禁されるに至つた事情等にかんがみ、裁定庁が在職中に公務のため傷病を受けたまたは疾病にかつた場合と同視するを相当と認めたときは、その人々またはその遺族に對

し、いわゆる公務傷病恩給または公務扶助料と同額の恩給を給しようとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の三、第二十九條の二、附則第一項及び附則第三項から第五項までの規定がこれに関するものであります。

第四の点は、別途国会に提出されております戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正法律案におきまして、いわゆる公務死の範囲が拡張せられておることになりましたので、これに伴う公務扶助料に関する規定の改正であります。別途国会に提出されております右援護法の改正法律案におきましては、戦地において負傷し、または疾病にかかり死亡したものであつて、援護審査会の議決により公務上負傷し、または疾病にかつたものとみなされるものについては、その遺族に遺族年金または弔慰金を給せられることとなつておりますので、これらの措置に對しては、恩給法においても公務扶助料を給するよう措置しようとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第三十五條の二の改正規定並びに附則第一項、第二項及び第三項の規定がこれに関するものであります。

第五の点は、今次の終戦に關連する非常事態におきましては、いわゆる責任自殺をした者の遺族に給する扶助料の特例に關するものであります。前述の援護法の改正法律案におきましては、今次の終戦に關連する非常事態に當つて、いわゆる責任自殺をした旧軍人、旧準軍人または旧軍属につきまして、その死亡が公務による傷病によるものと同視すべきものと援護審査会において議決された場合には、これらの者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給するのになつておりますので、これに對応いたしまして、これらの者の遺族に對し、昭和二十八年四月分から、公務扶助料の年額に相當する金額の扶助料を給することとしたとすることを認めてあります。昭和二十八年法律第五十五号附則第三十五條の三、附則第一項、第四項及び第六項の規定がこれに関するものであります。

第六の点は、新警察法の施行に伴い、自治体警察職員から新警察法のものとにおける警察職員となつた者等の恩給の特例に關するものであります。昨年、警察法の改正によりまして、自治体警察職員であつた者が引き続き新制度の警察庁もしくは都道府県警察の職員となつた場合、五大市警察の職員が五大市警察の廃止に伴い新制度の府県警察の職員となつた場合及び新制度の地方公務員となつた場合が国家公務員たる警察職員となつた場合におきまして、身分切りかへ前の恩給と身分切りかへ後の恩給とを比較いたしますと、後の恩給は必ずしも前の恩給よりも多額となつておらない場合もあり、従いまして、身分切りかへ後恩給として受ける恩給がかへつて身分切りかへの際恩給として受ける恩給よりも少くなるといふ結果が生じますので、身分切りかへ後に退職した者について、恩給的に不利な取扱ひを受けることのないよう措置をいたそうとするものであります。附則第一項及び第十一項の規定がこれに關するものであります。

第七の点は、昭和二十三年三月の自治体警察設置前の警視庁または道府県警察部の吏員としての在職期間の通算に關するものであります。昭和二十三年三月に自治体警察が設けられたのであります。その際、警視庁または道府県警察部に勤務していた吏員が、自治体警察の設置に伴い、引き続きその職員となりさらに引き続き新警察制度のもとにおける警察職員となつた場合における現行法ではこの自治体警察設置前の警視庁または道府県警察部に勤務する吏員としての在職期間は恩給法上の公務員としての在職年に通算されることになつておりませんので、この期間について都道府県の退職料に關する条例の規定による退職給付を受けた場合は別として、この期間を恩給法上の公務員としての在職年に通算することとしたとすることを認めてあります。附則第一項及び第十二項の規定がこれに關するものであります。

なお、以上のほか、總理府恩給局の旧軍人恩給事務處理要員二十名増員のため、行政機關職員定員法の一部を改正することとし、その他以上の法律改正に伴う字句整理をいたそうとするものであります。附則第十三項及び第十四項の規定並びに昭和二十八年法律第五十五号附則第二十六條、第二十九條及び別表第二から第五までの改正規定がこれに關するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 本案についての審議は次の委員会に譲りたいと存じます。

先ほど山下議員提案の恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及びたけだいまの高橋議員提案の恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、もし資料要求等がございませうれば、なるべく早く委員長までお申し出を願ひたいと思ひます。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めさせていただきます。次に、会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御質疑を願ひます。

○上林忠次君 今回の会計検査院法の改正中、前回から問題になつております局長は事務官をもつて充てるといふ問題であります。昔の立法にはこういうふうなものが多かったもので、法科万能、事務屋万能という時代が長い間続いて来たのであります。技術屋は技術以外に何もできないというふうな頭で、いつも縁の下の方力持をしていて、適當な地位も与えられない。これが日本の産業の発達、行政の円滑化とか、かようなことに大きな從來支障を及ぼして來てゐる。皆も満足して働かない。内輪でいがみ合つてゐる。どこの官庁に行きまして、事務屋と技術屋がいかが合つてゐる。そして仕事のお互いに行進を、阻害してゐるというふうな状態であつたのであります。最近はそのような状況はすっかりなくなつた。しかも今回の検査院の拡充、人員拡充、仕事の拡充というふうな点を見ておきますと、主として建設があるいは農林省關係の技術關係の國の補助をもつて行ふ工事の跡始末の問題であります。かような問題は特に技術家を必要とする仕事でありまして、検査院のメンバーの大部分は事務屋であります。

が、事務屋といつても純粹の事務屋ではない、技術も心得ている。それでこの検査院の仕事はうまく行くのではない。検査院の仕事をうまく行くの性格から考えて、ただ法律を知っているからといって、これを優遇するのだというような状態がまた続けられようとしているのは、これは時代錯誤じゃないかと私は考える。戦争中に日本の軍隊がああいうような負け方をして、軍が分れていて、陸海空が分れていたのである。またその中で技術が特にうんと進んでいったというような点が大きな日本の失敗の原因であるといふときに、技術屋をますます優遇して十分働かさなければいけないといふようなときに、かようなまだ昔の、明治時代のような事務屋万能の、事務屋だけが国家の行政機関のいい地位を占めておるといふようなことはあるべからざることにやないか。私はこの中に今の局長は事務官をもつて充てるといふこの点の不合理な点は先ほどから指摘するようであります。そのほかにも技術は技術をつかさどるといふことが書いてある。実際技術だけで、事務屋ができない分を、この技術屋でなくちゃできない点は技術屋にまかしておくと、技術屋でもかような検査院の仕事のようなものは、どうしても法文を適用してやる仕事でありまして、技術屋は技術だけでいいということでは、ほんとうの会計検査院の技術官としての仕事はできない。おそろく内輪ではどういふ工合にしておられるか知りませんが、技術屋も技官も兼事務官として事務官の仕事にもタッチできるのだ、さうなことにしない、せつかく増員しても、技

術官もうんと増員になるのじゃないかと思ひますが、技術官が十分働けない。技術屋は下で線の下で力持ちをし、法律を適用する仕事になると、これはお前らは適用できない。これは技術屋の仕事ではない。事務屋でなければできないんだ。かような考えで、増員ができるということになりますと、ほんとうに技術屋の検査院における実のある仕事はできないのじゃないか。私は検査院の態度として、今後は技官も兼事務官にして一貫した仕事ができるということにしてもらいたい、かような気持を持ってもらいたいが、いかにお考えになつておられますか。

○説明員(池田直君) ただいま上林さんの御意見の御趣旨、大へんごもつと。私どももさうに考えております。決して古い時代の、いわゆる法科万能的な考え、これは毛頭ございせん。むしろ会計検査院は戦後、特に昨今進んでいただいような御意見を一番よく実行しているという役所だと私も信じて疑わない次第でございます。現に二十有余名の技術の出身の職員を有しておりますが、大部分はこれを事務官として使つております。初め技官として技術の専門的な判定ですか、研究、調査、そうした面をやらしております。結局会計検査院としましては一番大事でございまして、まああたいたの御趣旨のうちに、技官兼事務官、また事務官といふことで課長に、局長に、現在ある省の土木出の、最高の学府を出た技術の専門の人も事務官として採用してやつておる、さういふふうな状況でございまして、その点は十分御了承願ふことと思つております。

十分御了承願ふことと思つております。○上林忠次君 従来も検査院では、技官で事務もたんのうだといふ人は名前を変えてまで局長にしている、技官の名前では局長になれないので、事務官に名前を変えてさうなこともやつておられる実情でありますけれども、そんな差をどうしてつけなければならぬのか。この原案にあるように事務官でなければいけぬのだと、事務的にたんのうな技量を持つていられる人も事務官の名前をつけなくて局長になれない。今回の改正の原案がさういふふうになつておるのであります。先ほどの話では、やはりこのままで通してもらいたいという御意向のようでありまして、なぜさういふことをしなければならぬか、技術屋でも事務屋でも適任者があつたらやつたらいいじゃないか、そこでなぜ事務官でなければ局長になれないという項目があるのか、これを強調されるのか、そのあたりを一つ御答へ願ひます。

○説明員(池田直君) 技官も事務官もどちらも会計検査院の仕事の目的達成上非常に同様に必要であるという趣旨はおわかりでございますが、依然としてなぜ事務官の方に、事務官をもつて局長に充てるという点をあくまで固執するかという御意見もございまして、ごさいます。これは毎々会計検査院の方から御説明申し上げた通り、もちろん技術の關係が非常に会計検査院の検査の面に重い割合を占めております。ただ技術だけにどまらず、やはり予算、会計法規その他の關係に照らしまして、最終的な処理判断はやはりこれは会計検査の部面では事務的な部面ではなからうかと、さういふことが古いという考えであればそれまでありますが、さういふふうな事務官、技官の區別がかりにあれば、やはり事務官としてやるような仕事の範圍に属するのじゃないかと、さうして現在は事務官と技官の任用の關係は毎々申し上げた通りに、技官の人でもいつでも事務官に任用できるような取扱ひになつておるし、その趣旨によつて私も最近技官の優秀な人を重用するよう方針で現に実行いたして参つておりますので、一方公務員の職階制の実施が現在ペンディングになつておりますが、やがては職階制の実施もみることでありまして、その際には事務官、技官のこうした關係の制度がなくなりまして、現行通りで、ただいまの御趣旨は十二分に私どものやつておることでありまして、さういふ形に進んでも支障はないではないかという考え方でもやつておる次第でございます。特になぜ固執するかという御意見がございまして、これ以上御説明申し上げるだけの理由はありません。

○上林忠次君 ただいまのお話では、最後の決定は事務的な問題が多いから、事務官が主になつて処理をして決定するといふのは適当じゃないかというお話でありますけれども、事務官のできないところは技術屋を使う、技術屋のできないところは技官を使う、技官でなければいけないから、お前らその席にはすわらせぬといふようなことになつてゐるのではありませんか、技術屋が上になつて、技術屋の足りないところを下に事務屋を使うといふこともやつ

たらしいのであります。現在事務屋が上の責任を持つて、これの足らざるを技術屋を置いて、それと同じように、技術屋が足りなかつたら足りないところは事務屋を下に置いてこれを使う、どつちでもいいわけじゃないか。これが昔からの事務屋偏重、法科万能的のまだ余韻が池田さんの頭にこびりついてゐると思ひますが、今の職階制の問題にしましても、技術屋は上へ上れない、いつも下積みになつてゐる。これは数字ではつきりわかつてゐるのではありません。さうな職階制の点は別にしましても、とにかく一人でもできるのが会計検査院として一番重宝な人間でありますけれども、やはり長い間の訓練の結果、技術の方も得意だし、また事務の方も得意だといふ人もあるのであります。お互ひにこれは補足しながらやつて行くならば、どつちが欠点であらうと、事務官であらうと、技術屋であらうと、そんな差をつける必要はない。それから今の検査の状況は私もこれは専門じゃありませんので、もちろん知りませんが、あれでも、国の經費をもつてやる仕事に對して、検査院としてはどの辺まで検査されるのか、検査規定によつて、法文に照らして計画通りに、たとえば農林省でやつた計画、あるいは建設省でやつた計画、その計画通りに工事を施行しているかどうかといふことだけを検査されるのか、そのもともとの計画自身もこれは不当だと訂正してやるというやうなところまで検査院は行つておられるのか、その辺はどうなつておりますか。

○説明員(池田直君) 技術の面にわたる検査にしたいと思います。たとえば

工事の施行の検査をいたします場合、まず第一には設計通り行われているかどうか、仕様通り工事が完全に施行されているかどうか、これをまず第一番に見ます。それから設計がはなはだしく不当であるように考えられる場合でございしますが、こういうような場合には、会計検査院の多くの者は、これは先ほど御指摘の通り事務屋でございしますので、その判断には非常に適當でないものが多いとございます。従いまして、専門の技術の方の鑑定の意見を十二分に聞くことにしております。たまたま会計検査院にも、御指摘がありまして通りに、各分野の技術の人を相當戦後は採用しておりますので、大部分はそうした方の意見、判定によりまして、設計がはなはだしく不当であつたかどうかということまで一応検討を加えております。そうして、いかにも設計その他でござんてあつた、怠慢であつた、過失であつたという場合は、進んで検査報告にも掲げることにしていただいております。まあ多少設計当時はよくできているが、設計自身がどうもどこか悪かつたというような場合は、検査報告に掲げることはあまりしないことに大体いたしております。大体そういうふうな検査の面はなっております。

○上林忠次君 大体設計なんかというのは、農林省、建設省との関係で言いますと、農林省、建設省で設計したやつを地方に流すと言いますが、そこまで設計がどうかというところまでいきますと、これは農林省、建設省の間の関係の部門をみな会計検査院に引込まないといけないような仕事でありまして、私は現在の検査院の技術で、とてもそんなことができないのじゃないか

いか、私は行き過ぎじゃないか、これは経済審議庁あたりでやる仕事で、検査院は計画によつてその通り施行しておるかどうかというのを見るのが検査院の仕事だと思ひますが、検査院がほんとうにたんのうな技術者をうんと養成して、そういうふうにはほんとうの審査ができるならいいのでありますが、今のメンバーで、特に先ほど池田さんのお考えのような技術者はあんまり尊重しておらぬというような現在の検査院のやり方で行きますと、また今の検査院の陣容から行きますと、とてもそういうところまで行けば行き過ぎじゃないかと考えます。そこらは私も検査院がそこまで行つていいのかどうかわかりませんが、そういうお考えになりますか。

○説明員（池田直書） 実際の問題といひまして、ただいま御指摘の通り、会計検査院は技術の優秀な職員がそうたくさんおりませんので、設計の適当であつたかどうかの問題にまで進んで入ることは、まあ実際の面といひましては非常に少いことになっております。ただ会計検査院は、農林省の面なら農林省の面で申しますと、全国見ておりますので同じ大体型にはまりまする工事、ことに災害復旧等の工事は比較的簡単といへば語弊がありますけれども、そう非常に高度の技術を要するような工事はそうたくさんございませう。従ひまして、全国のいろいろなケースを見ておきますと、事務屋でも長い間には半分技術屋みたいなふうになつてしまひます。従ひまして、設計等の面も非常に悪いような場合は、ついやはり目にすぐとまるというふうなことになるますし、そうした関係で大体

技術の面では普通の場合の実行をやつております。それから非常に珍しい、また高度の技術を要する面は、これは實際問題としては会計検査院はよほど専門家の鑑定、判定を請わなければ處理は事実上困難というふうになっております。實際の面はそうでございますが、理論の面はどうかということになりますと、会計検査院が検査の結果、法令なり行政なりの改善を要する事項がありますれば、主務官庁に対して意見を表示することができること、法律の建前からなっておりますので、検査の結果、設計その他の關係が非常に悪い例が多くて、制度なり法令等、どうしても技術の面に關して改善を促す必要があるような場合は、これは会計検査院も院法の基くところによりまして改善意見の表示ができる、行政なり法令の改善を促すことができる、こういうふうに考えておりますので、技術の面は全然会計検査院はタッチしてはならないと私どももそこまで狭くは考えておりません。

○上林忠次君 昔は内務省の連中とか、いろいろな相当技術の權威者が囑託ですか、顧問ですか、囑託になっておりました、検査院の囑託あるいは兼務になつておりました。さようなことで技術的な審議も相当身のある審査ができたのでありますけれども、今のところ技術者も少しいし、若手ばかりということになりますと、とてもそこまで入れない、そうすると、今検査院機構の拡充の主目的であります汚職工事關係のああいうような検査は十分できないのじゃないか、もう少し優秀な、現在の人々が特に優秀でないというわけではありますませんが、各方面の大家を集めて検査

院がほんとうの工事の実質的な検討をして行くといふところまで行かなければ検査院の値打がないじゃないか、今のメンバーでその計画通りの、設計通りの仕事ができるかという点にとどまらず、設計自身まで口を入れようといふのは無理じゃないかと私は考えます。その点についてはどうお考えになりますか。

○説明員(池田直君) 御意見の通り、現在の職員をもつてしては技術の面まで検査の面をタッチさせるということはこれは無理だと考えております。ただ建前といたしまして、事務官、技官、現在の要員をもつてして、今までに訓練を重ねました経験によりまして検査をいたしました場合に、技術の面にかなりこれはどうかという意見なり聚念なりを持つ場合がしばしばあります。そういうような場合に、会計検査院は技術のその筋の権威の人にしばしば鑑定を請い、判定をしていただく、そうしてそれによつて検査の結果の処理をする、まあこういうふうな運用ができる建前になっております。昔は、昔はと言いましても終戦前の話でございしますが、技術顧問といふものを置いておりました。これは土木、機械、電気、冶金、そうした関係の国内における最高権威の人をそれぞれ顧問として嘱託いたして活用していたような状態でございました。現在でもそうした気持を持つております。なお今度の要員の充足につきましては、なかうだけ技術の方の優秀な人を採用したいといふことは考えております。しかし、はなはだ残念ながら、やはり会計検査院の職務の性質上、つばな技術者を戦後採用することができるようになりました。

なかなかいい技術者が採用できないといううらみを持っております。

○上林忠次君 技術者のいいのをとらうとしたのですが、技術者の待遇から考えてもならないとれない。検査院に行つてもこれはもう機械同然に扱われる、人間としての、検査員としてのレギュラーのメンバーに入れられない、技術者はほんとうの技術だけしかタッチできないというようなことが一つの大きな原因であります。検査院にいいのが行かないという原因であります。最後に、一言先ほどお願いしましたことをもう一度繰り返しますが、技術屋を兼事務官にする、名前を技官と事務官に分けておりまして、しかも技術の仕事を技術本位にきめておるならば、技術屋も会計検査院としての本来の仕事をし得るように兼事務官にする。そんなことをしないと、せっかく幾ら人間を増しても、そういうようになへんばな片寄つた考えで技術屋を扱うておられるようじゃ、人の能力を十分生かして使うわけにいかぬ。両方やれることにして、ますます会計検査院の事務の強化をはかつていただきたいと考えておるのであります。一言最後、それを申し述べましてお願い申し上げます。

○説明員(池田直君) 御趣旨は十二分に拜しまして、検査院の能率の向上をはかりたいと、こう考えております。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御質疑もございませんければ、以上をもつて本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見がありますれば討論中にお述べを願います。

○千葉健君 私は各会派を代表して、次に朗読する修正案を提案して、その修正の部分を除く原案に賛成をいたします。

まず修正案を朗読いたします。

会計検査院法の一部を改正する法律案に対する修正案

法律案の一部を次のように修正する。第十六条の改正規定中第十六条第一項を次のように改める。

各局に、局長を置く。

以上、今回の政府の原案によりますると、第十八条の改正に当りましては「技官は、上官の指揮を受け、技術に従事する。」と、かようになっております。

従来技官は「各局課に分属し」とありましたが、「各局課に分属し」を除いたわけでありまして、従来各局課に分属するだけにどまて課長になることに制約を与えられておりました条件が、この改正によって解除されるわけでございます。この意味では、従来とつて参りました会計検査院の人事に関する方針につきましては、一応進歩と認められるのであります。しかし同時に第十六条におきましては、「局長は局長とし、事務官をもって、これに充てる。」という条文は、せっかく百尺竿頭一步を進めながら、その改正が中途半端に終わっているといふことを考えざるを得ないわけでございます。終戦後におきましてひとしく

問題となりましては、従来における法学万能主義と言いますか、事務系統優先と言いますか、ややもすると技官もしくは技能者の場合には、はなはだしく不平等な待遇を受けてきたことは衆目の一致するところでございます。

そういう見地から終戦後における諸種の立法におきまして、またそれぞれの行政部門におきまして、この反省が顯著に行われて参ったところでございます。いまして、特に公務員関係を所掌する人事院等から行われました給与準則の勧告等におきまして、この点を十分取り上げて、その処遇等においても改善を勧告していることは、これまた私どものよく了承しているところでございます。

すると、課長に昇進の道は開かれたけれども、局長に昇進することについては政府の原案をもつてしては、これは不可能であり、しかもそのことが公務員諸君の事務に専念し、精励することの妨げになる、特に技官もしくは技術者の場合に、不平等な扱いをされようとしていることは、私どものとうてい忍び得ないところでございます。しかもただいまの上林委員の質問に対して答えております事実から言いますと、こういう法律が存在したために、会計検査院としては技官を特に事務官に転用する等のかなり無理が行われて来ている、このことは会計検査院自体が、技官といえども十分会計検査事務にたんのうであるということを立証していることになると考えられます。そういう実態上の問題ももちろん、同時にまた立法上から言いますと、できるだけ不平等、不公平を避けるという立場から、私どもはただいま申し上げ

ました修正案を御提案申し上げた次第でございます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○宮田重文君 私はただいま千葉君からの修正意見に対しては、もちろん修正同正でありますから賛意を表したいと思ひます。この修正によりまして、先日も決算委員会と連合審査を開きました際に、決算委員会方面の意見等も相当尊重されて、今の事務官と技官との関係においても明らかな形ができて参ることは、まことに私どもとしましては、もつてこころなことである、かように考へます。詳細のことにつきましては、私からくどくどと申し上げることは避けたらと思ひますが、ただ私はこの際、付帯条件という強いあれでもありませんけれども、強い希望意見を一つ申し添えておきたいと思ひのであります。

それが、それは決算と連合審査の際にも相違出たのであります。会計検査院法による会計検査院の検査の方法は、大体においては、事後検査になつておりますが、事前検査による方法によつて、多少そういう方面にも気をつけて国損をできるだけ少くするといふことを検査院の権限において行つと、一本化するといふことがいいのではないか。現在の形においては、行政管理庁においてそのことを大体いたしておりますが、事実行政管理庁が下部行政機関に対する監督をいたしたならば、いろいろ監督しているにもかかわらず、非常に行政機関内に起る諸問題といふものは会計検査院で、あとで指摘される問題が多いといふことで行くよりは、これを一本化した、簡素化した形において将来行なうて行くことは

どうであらうかというふうなことにも考へるので、私は政府の当面の關係の責任ある御答弁なども聞きたいと思つたのであります。その機会を失したけれども、将来会計検査院法の改正をするような場合に、さういふ点を十分御考慮のうちにに入れて検査院の機能を一そう十分發揮して、国ができるだけ国損を少くするという方途に活躍されるよう希望を強くいたしたいと思ひます。簡單であります。以上を申し上げておしまひて賛成の意見を終ります。

○委員長（新谷實三郎君） 他に御発言はありますか……他に御発言もなければ、以上をもつて討論を終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長（新谷實三郎君） 御異議ないと認めます。

それではこれより会計検査院法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました千葉君提出の修正案を問題に供します。千葉君提出の修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（新谷實三郎君） 全会一致でございます。よつて千葉君提出の修正案は議決せられました。

次に、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（新谷實三郎君） 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百条により本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続きにつきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（新谷實三郎君） 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたします。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますので、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

松原 一彦 上林 忠次
田畑 金光 野本 品吉
井上 知治 加瀬 完
松浦 清一 木村篤太郎
木下 源吾 堀 恒孝
宮田 重文 千葉 信

○委員長（新谷實三郎君） ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（新谷實三郎君） 速記を始め下さい。

お諮りいたしますが、国の防衛に関する調査として、演習場及び飛行場の拡張問題について参考人から意見を聴取してはいかかという御提案が、木下委員、松浦委員等からございましたが、この際、参考人を呼んで意見を聞くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（新谷實三郎君） 御異議ないものと認めまして、参考人の人選及びその他の手続につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。ただいまの予定では、一応来週の木曜日に参考人の出席を求めまして調査をいたしたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、経済審議庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきまして御質疑のある方は、前回に引き続いて御質疑を願ひたいと思ひます。

○野本吉吉君 二、三の点につきまして、簡潔にお伺ひしたいと思ひます。提案の理由に御説明になっております。要するに、長期経済計画の観点から、関係各省の政策ないし計画の調整をはかつて、そうして政府の諸施策の総合性、計画性を保持する、このことは私も全くとその必要を痛感いたしておる次第であります。そこで問題は、先般の委員会のときに、大臣の御説明で頭へびんときたのであります。が、この長期経済計画の策定、推進というものは、どう考えましても、いわゆる防衛計画の樹立の問題と一体不離な関係になっておる。そこで経済審議庁の方々に聞きますと、防衛計画の見通しがつかぬうちに、こちらの方もなかなかうまく考えられない。防衛庁長官の発表談話等を新聞等で散見いたしますと、長期経済計画の見通しがつかない、なかなか防衛計画も見通しがつかぬということを言われておるのであります。これらの点につきまして、どういふふうなそれを調整されて行かれるかということをご伺ひたい。

○國務大臣(高橋達之助君) お答へ申し上げます。経済六カ年計画といつたものは、大体において六年後の日本の経済を自立せしめる、それには増加する人口をどうして収容するか、こういうふうな目的のもとに、六年後の日本の経済のあり方を示しまして、それに合うように全体の計画を持って行きたい、こう思ふわけなのであります。

で、実際の計画を樹立いたします上においては、防衛計画と並行的に行かなければ、これは実数をつかむことはできないわけでありまして、従いまして、防衛計画が立つて、経済六カ年計画と一緒にやれば一番いいわけでありまして、ところが現在の防衛計画といふものは、防衛庁から申し上げましたごとく、六年計画は立つていないし、また立たない状態なんだから、立たないからといって経済六カ年計画を立てておくわけにいかない。

で、経済六カ年計画におきましては、日本の経済として自立する上において、防衛費といふものが大体これくらい見積ればいいじゃないかという大体の目安をここでつけているわけなのであります。それは金額で見積りを付けているわけでありまして、金額でつけておきますが、その金額に対して、これを軍艦にするか、あるいは飛行機に使うか、それを陸軍にするか、あるいは海軍にするかということは、これは防衛庁がきめるべき問題であつて、経済計画からいいたしますれば、国民経済の負担し得る程度はこれくらいのものであるという大体の目安をつけて経済六カ年計画を立てておるわけなのであります。従いまして、防衛計画が確立いたしますれば、それとまたよく調整を

いたしまして、多少その間にかげんをするところがあると、こう存するわけでありまして、大体の根本の目安だけは経済六カ年計画はつけておるわけでございます。

○野本吉吉君 ただいまの経済六カ年計画の根本の目安がおつきになつていくというのですが、その一応の目安と、防衛計画にどれだけの分けるかというふうな点について、もう少し具体的に御説明を願ひませんか。

○國務大臣(高橋達之助君) それは大体過去の実績、現状等を見ておるわけでございますが、しからば現状はどうか、こういうお話しでございますが、そういたしますと、現在におきましては、現在の日本の経済力から勘案いたしまして、国民の所得というものの対して大体二・一〇程度になつております。過去三カ年間を見ますと、二・一〇から二・二〇程度になつておりますが、しかし私は単純に国民の所得からいふのみ何パーセントとしてきめることは相当私は疑問があると思ひます。要するに防衛力というものは、日本の富、国の富というものは、日本に富むか、こう思つておられますが、アメリカのごときにおきましては、アメリカはアメリカ国民の一人一人に対しての所得からいへば何パーセントとなつておる。日本は二〇パーセントといふ意見もありません。いろいろな議論がありますけれども、単純に国民の所得だけによつて何パーセントといふふうなきめるといふことは危険があると思ひます。その国力というところが一番問題だと思つておりますが、はなはだ遺憾ながら現在

在の日本の富力というものは、これは昭和十年以来まだ本場に調べられていないわけでありまして、戦争中に非常に大きな打撃を受けておりますし、従いまして、急速に私は日本の富力を調べることが必要である、こういうことを考えまして、今度審議庁の方におきまして、予算をちよくだいたしまして、これに當つてみたい、こう存じておるわけでありまして。

○野本吉吉君 大体今の御説明を承かりまして、次のように了解して差しつかえないであります。すなわち防衛計画は防衛計画で一応六カ年の見通しをつける、長期経済に關する計画はそれで計画を進める、両方が大体一応の案が出たところで、いろいろ国力その他を見合つて両者を調整する、こういう考え方であるといふふうな了解してよろしいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) さように御了解願つてつけようでございます。

○野本吉吉君 もう一つお伺ひします。が、まあ経済審議庁が企画庁といったようなことになる、そこで私どもの頭にくる浮んで参ります問題は、かつての企画院であり、その後の経済安定本部であります。で、企画院時代は、これは私も申すまでもなく、絶対的な軍のバックすることによつて相当程度計画性というものが強力に推進された。経済安定本部が仕事をやる場合には、これはG H Qの強力な背景というものの上に推進された。ところがそういう強力にその経済計画を策定、推進する上についての背後の力は何であるかという問題です。私も今は今の時代における計画の策定、推進の背後の力がどこにあるだろうかということに

大きな疑問と不安を感ずるわけでありまして。この背後の力は、何といつても強力な政党の支持に待たなければならぬ。果して現在のようないくつかの政治勢力で、この非常に大きな仕事である長期経済計画の策定、強力な推進ということが可能であるかどうかということに疑問を持つておりますが、この点について長官の御所見を承かりたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) この六カ年計画を遂行いたしますには、よほど強力な力がなければならぬ、まことにごもつともであります。これは日本の戦時中におきまして、軍がはなやかなりし時代、軍の力をもつて無理やりやつた。これがやはり計画を遂行したゆゑんであります。また占領期間中は占領軍によつて左右されて、これが計画遂行されたといふのも事実であります。しかしながら、実はこの計画を遂行する推進力はどこにあるかといへば、これは何としても国民全体でなければならぬ。国民全体の支持を仰がなければこれはできない。そういう意味におきまして、私は初めからこれを言つております通り、この六カ年計画といふものは審議庁で案を作りますけれども、この案については国民全体の批評、国民全体の支持を得て、こうすれば日本の経済は自立するといふことをよく理解してもらつて、それから実行に移つて行きたい、こういうわけでございますから、今お話しのごとく、これは結局国民といへば国民を代表する政党でございますから、各政党の御支持を得なければ、これはできないわけだと思ひますが、これは少くとも経済というものは、政党政派を超越してし

て立つべきものと私は今なお信じておるわけでありますから、それで各政党政派を超越としてこの経済の進むべき道、これは立てて進んで行きたい、こう存じておるわけでありますから、私はその立てる計画が国民全体をよく支持を得られるということが根本である、それでなければこれを実行に移せない、こう存じておるわけであります。

○野本品吉君　この總合調整という一つの仕事を進める場合に、私はまあ二つの段階があるように考えておるわけでありませう。第一の段階といたしましては、各省間におけるそれぞれの主張の總合調整、その次の段階が審議庁と大蔵省の問題だと思ふ。各省の總合調整の後におきまして、大蔵省のいわゆる予算に対する非常に大きな権力と対立するという場合があると思ふのであります。この点に關しまして、この方で行き方で処理し得る自信があまりにならぬかどうかということを経官にお伺ひしたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 各省の総合調整をするというときには、もちろん各省の中には大蔵省も入つてもらつて、大蔵省とも非常に密接な関係をもつて、それで総合調整をして行きたい、そういう方針で進みたいと思つておりますから、お話しのごとく、現在におきましては各省のなな張りがあり、いろいろな問題があるのでござりますが、しかしそれはスムースによく話し合ひをつけて、円滑にこれを進めて行きたい、こういう所存でやっておりますわけですが、もちろん大蔵省との折衝につきましては、初めからこの折衝をいたしまして計画を立てる

すから、大蔵省もこの計画の実行については、これを支持してもらえらるものだと、私はそう信じております。

○野本 品吉君　もう一点お伺いしたい
と思います。以前から各方面で言われ続けて
いることでありますけれども、たとへば通産省に科学技術を研究する所が
あり、大きな技術機関がある。それから防衛庁には防衛庁の技術研究所があ
る。建設省にも、農林省にも、あらゆる方

面における各研究の機関がある。これらの各省庁及び民間にあります科学研究所機関というものが総合的な力を発揮する点において、きわめて遺憾の点がありますことは、これはすべての人が必ず考えるところであらうと思う。私は日本の経済自立という観点から見ると、科学技術に対する総合された研究の成果を日本の産業経済の上に最も効果的に現わして行くことのできるような体制を作りますことが、きわめて大事ななことと思っておるわけであります。そこでこの審議庁の方で経済計画の策定、総合調整というようなことをやりになるのでありますが、その経済振興、産業発展の根本問題としての科学技術の研究に關しまして、総合的な威力を発揮させるような、この点についての総合調整が当然考えらるべきだと思います。この点について大臣はどう思いますか。

○國務大臣(高橋達之助君) お説ま
とにござつともでございまして、同
ような研究を民間でやつておるとい
こともありますが、また特に官庁の
で同じような研究をしておるとい
うなこともあるのでありまして、こ
れは非常に能率上まずいと、こう思
っておりますが、と言つて、これを全
部抑

えつけてやるといふことになりま
す。この科学の研究というものは相当
と、競争心があつて、それで各民間会社の

ごとき、むしろ競争的にやらせた方がほんとうの成果が上ると思いますから、それはそれとして、これを押えろということは私はよくないと思つておりますが、少くともこの行政の機關を一本にまとめて、特に政府の行政機關というものが各省別々に同じようなこ

とをやっているということは、これだけ
能率のむだだけでなく、かえって進歩
を阻害しておるといふうな事実もある
ように私は見受けるのでございます
す。従いまして、官庁間における統合
機関と言いますか、これは研究の統合
機関というものを一本にして、それで
科学技術庁を作れと、こういうふうな
意見も一部分にございまして、これは

相当私は有力な意見として非常に傾倒してきているわけでありまゝ。また方には、今度経済審議庁が企画庁に変わりますので、経済企画庁の中に経済科学企画庁というふうにしたらどうかと、かというふうな意見もございまして、これも有力な意見として私は拝聴しておるわけでありまして、この点はど

ておいた方が進歩がしやすいような気がいたすわけにあります。

○野本品吉君　そういたしますと、長官

といはしましては科学技術庁というう
うな一つの行政機構を設けるというこ
とに對して深い関心を持ち、また熱意
をお持ちになつておるというふうにて
解してよろしくございますか。

○國務大臣(高橋達之助君) さように
御了解願ひたいと思ひます。熱意を持

て進んで行きたいと思つておられます。○木下源香君 長官がたまたまお見になつて、いい機会ですから、この際一つお伺いしたいと思ひます。今度のいろいろ改正には審議庁の権限と言ひますが、強化をされた点があるのであります、それだけに非常な審議庁は重要な地位にあるのじやなかと思ふのですが、それでお伺いし

いのは、経済自立のために、現在の産業構造で経済自立が可能であるかどうか、こういう点をまず一点お伺いしたいと思います。と申しますのは、朝鮮戦争後の行き方は、日本の経済は部分軍需的な産業あるいはその他のドル稼ぎによつてまあやってきた。今までは著しくその様相が變つておるとい

金、財政投融資をするとか、そういう方面
外貨の割当をするとか、そういう方面
の、現在持つておる権力だけをそれに
加えて、一応それを規制して行けば、
私は国民の協力さえ得られればやつて
行けると、こう存じておるわけであり
ます。

は、今の産業構造は少くも平和と産業構造にはまだなり切つておらないと、こゝう思ふのであります。私の申し上げるのは、従来のような軍需的なそういう構造から切りかえなければならぬ、そういうことのお考えはないのかどうにか、こういうことを先ず第一にお聞きねしておるわけがあります。

○国務大臣(高橋達之助君) 今の御質問は、現在朝鮮事変以來特需關係をやつておつた構造をどういふふうにするか、かういふ御質問でございますか……。

これは私は当然平和産業に切りかえて行かなければならない。それで煙草來としても、私はかりに軍需工業といふものが起ると仮定しても、軍需工業

ふりにやつて行かなければならぬのだと、こう思つておられます。

○木下源吾君　そこで、平和産業の構造に切りかえる。これはまあ時間もあまりありませんから、端的に申し上げますが、アメリカ依存の日本の経済では平和産業にはならないし、それは自立経済にならぬということを意味していると思つておられます。従いまして、今平和産業ということになれば、その構造に切りかえるといへば、とにかくにも隣国との経済交流ということが何よりも一番ポイントではないかと、こう考へるのです。端的に言うならば、中国と、中共との間における経済交流、こういうことが基本にならない限り私は平和産業の構造というものは不可能ではないか、日本の自立経済は不可能ではないかとさき今の情勢下には考へられるのであります。そういうふうに私は考へておるんですが、長官のお考へはどうかということをお聞きしたい。

○國務大臣(高橋達之助君)　もちろんこの隣国との関係は歴史的に考へ、地域的に考へて、これとの密接な関係が早く結ばれるということは非常に望ましいことではあります。それだけによつてのみ私は将来日本の自立経済は立てられないと思つて、従いまして、アメリカはもちろんのこと、東南アジア、中南米等、世界各国に対し非常な積極的な提携をする方針をとつて行かなければ私はずかしからうと、こう存するわけでございます。

○木下源吾君　一般的にはそういうことを言われるのであります。が、少くとも今平和産業といへば貿易の伸張であります。まずそこに基本をおかにか

なりましますまい。ところが貿易の伸張がなぜ正常な形で行われておらないかは、長官すでに御承知の通りであります。原料が少くとも高い原料で、それで今合理化の政策を進めておるが、コマーシャルベースに、つまりコストを下げるためにずいぶん無理をしてやつておると思つておられます。長期の資金と

いうことに対しての問題、設備資金に対する問題から、いろいろそういうことを一方においては押えておつて、それを一方においてコストを切下げるといふことは、今行われておる労働の条件を非常に圧迫する以外にはないのではないかと、こう考へておるのです。現に起きておるところの失業者で、労働の状況というものは一方において完全雇用を言いつながら片一方において失業者を生産しているようなこの矛盾する状況を私はどうしても直さなければならぬ、そのためには今日のような生産コストを下げるのに労働者にばかり負担を負わせるようなやり方は、これはと

うて私は永続するものではない、こういうふうには考へておるのです。従つて、アメリカとの貿易ももちろん必要であります。そこにアメリカとの間における制約の数々を私は克服しなければいけないのじゃないか。東南米にあるいはその他においても貿易の相手があります。日本から技術者が行つておられるところは、すでにオランダでもイギリスでも技術者が先にちゃんとおるといふことは長官の御承知の通りです。それだけにわが国はこの貿易は不利な立場にある、こういうふうな

ろいろな情勢を考へてみて、普遍的な経済交流といふことは正しいにしても、現実的にはそれは日本の平和産業

としての今基盤を作り得るものになつておらぬと思つておられます。御承知の通り、この間も海南島の鉄鉱石を向うから入れる、もちろんそれは台湾関係がありまして航海、輸送も非常に不便が

ありまして、片一方は少くとも三ドルか四ドルでトントン来るのであります。だから見てもこれは有利だといふことはわかつておるのではありません。しかしながら一方アメリカの制約を受けてこの鉄鉱石を使われぬといふ、こういうことにある限りにおいては、私はよほど普遍的な、一般の、つまり経済交流を世界に求めるといふような、そういう考へ方で私は解決はつかぬのじゃないか、そういう意味では私は隣国といふことを強く言つておるのであります。これを

を取り上げない限り自立経済は達成できないと思つておる。しかしながら、あなたは私の今質問しておる中共との貿易は非常に困難であるという理由のもとに、まずそれをそらそうとするならば、これは別でありますけれども、しかし困難であつても日本の平和産業、自立経済を達成しなければならぬ、これが日本の今進んでおる道である、こ

れなくして打開できないというならば、私は敢然と中共貿易に対して所信をはつきり示して、ことにあなたはパンドン会議におけるところのいろいろの模様をお聞きしなして示し得る方

○國務大臣(高橋達之助君)　木下さんの今のお話のごとく開採の石炭を持つてくる、あるいは海南島の鉄石を持つてくる、そのほかにもつと昔の満州の近くにあつた密山の粘結炭を持つてくるといふふうなことになる、日本の鉄鋼業に対して非常なプラスになると

いうことは、私も前々から主張して、また考へておるところでありまして、これが一日も早くそういうふうになることを私が希望するのは皆様と同じでございます。ただ私は現在におきましては、非常にその間に困難性があるといふ外交上の問題から考へまして、これをすぐに実行に移すといふことは困難だと思つておる。国民すべてはやはりそれに向うように、解決できるように希望して行きたいと、こう存じておる次第であります。

○木下源吾君　私は非常に満足するのであります。しかしながら五カ年計画、六カ年計画のその中心をここに置かなければ私はこの計画といふものは日本の国民経済発展の上には役立たんのじゃないか、従つて日本の財政計画も私はこれは完璧なものにならぬのじゃないか、こういうふうに考へておるのであります。これは意見の違いだといへば別であります。しかし、だれが考へてみても、これは経済官庁におられる人々ならば私はいささかと思つておる。ただおさなりの形式上のなを整えるといふのなら別でありま

すけれども、今のようなお考へであるならば、それを基礎にして私は進むべきじゃないか、それは非常に無理でありまして、それを打ち出していかなければ五カ年計画、六カ年計画といふものが私は日本の経済発展の

ためにはならない計画ではないか、こう考へておるのです、どうですか。

○國務大臣(高橋達之助君)　これは大体経済六カ年計画におきましては、世界の情勢は逐次幾らかずつ変更する、その変更の中には中共、ソ連との貿易は年を追うて好転するもの、こういうふうな計画のもとに計画を立てていくわけなのでございまして、それが早く好転すれば六カ年計画の進捗が非常に早くなるというふうな工合に見てもいいと思つておる。逐次好転する、こういうふうな計画を立ててみておるわけでありまして。

○木下源吾君　この計画と、私は統制といふものは不可分だと思つておる。そこで現在の行き方を見ておる。ところが、計画は立てておるが、これを実施するために権力統制、こういうふうな傾向が所々に現れてきておる、こういうふうに思つておる。これは計画の遂行の上に非常な障害になると思つておる。具体的な例を言いますと、今輸出入なんかの取引の改正法案がどこかで出ておる。ところが御承知の通り、先般中国から経済代表が参りまして、民間でこれを協定いたしまして、この協定は御承知の通り、わが国の経済発展のためには今何をなさなければならぬかはつきりしておるの

です。それはコムの解除もありまして、あるいは経済使節団の代表もある、よりいふと大切なものは支払協定です。支払協定を、向うのつまり口座を日本銀行に設けておいて、その金でこちらから輸出するものをとんとんやうていく、向うはそう出てきたのです。先般の協定では日本銀行の口座を持つて、何もむずかしい事柄ではありませ

ん。それは日本の中小企業も、皆が取引できる一番の条件になっておる。今の場合は皆ポンドでイギリスの銀行を経由いたしまして、この不便……そうしてこれは外貨を獲得できるもの、そうして力のあるもの以外はこの貿易には参加できないでしょう、実際において、こういうような具体的なものを解決しなければならぬのに、今の法律では——あの法律では——貿易を統制して、法の権力で統制して、そうして型にはまったように持っていくこととするこの行き方は、私は決して中国貿易の発展にはならない、こういうふうにも考える。ほんとうにやるならば、今もし民間でやった支払協定そのものを、政府が万難を排してこれを實現のために協力する、これのみが私はこれを達成する一つの道であるし、また、そういう上につたてての計画でなければならぬ、統制でなければならぬ。ところが今の統制はそうではない。ああいうようなことではほんとうに国民の経済の発展にはならぬ、かように考えるのですが、長官はどういうようにお考えになっておりますか。

○國務大臣(高橋達之助君) これはなにごとでございます。計画経済を實行する上においては相当権力ある統制がなければできない、こういうふうな意見もございまして、私はこれをできるだけ政府の権力を用いないで、相談ずくでやっていきたい、こう思うわけでありまして、これを政府の権力を用いるというところには非常に無理があると思ひます。

ただ、ここで私は輸出の方の問題につきましても考えておりますことは、今後だんだん東南アジア、中国はもちろ

昭和三十年七月十二日印刷

んのことでありますが、東南アジア各国は社会主義の国になっておりまして、貿易は各国とも一本で統制してやっております。その關係上日本側において、これとの折衝においては、これを一本でやつたらいいだろう、こういうふうな私は感じを持っております。ありますが、現在輸出組合法がどういふふうに進んでおりますか、私実はちよつとまだわかりませんが、この支払協定の問題につきましては、お説のごとく、これはもつとも必要だと、こう存じておるわけですが、それにつきましてもちよつと總務部長が大体その問題について大蔵省との間に話しておりますから、一応政府委員から支払協定の問題、これは非常に大事な点だと思ひますから……

○木上源吾君 その問題に關する限り大臣も……

○政府委員(酒井俊彦君) 私も詳しいことは存じませんが、おつしやるような勘定をわが国の中央銀行である日本銀行に設けるということにつきまして、外交上その他問題があるように聞いております。私もそれ以上詳しいことを存じませんので、その聞いておるといふ程度で御了承願ひたいと思ひます。

○木下源吾君 いや、それはまだいろいろ御相談なさつておるであらうことは想像にかたくありませんが、いづれにしてもただいまのような、あなたの所管で最も大切なものは中国の貿易、隣国の貿易だろつと思つ。これに對する法律案があなたのところに相談なしに、通産省であの取引法なんというふうなものをするということがすでに總

昭和三十年七月十三日発行

合的でもなし、計画的でもないのじやないですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 輸出入取引法の改正が現在改正案が出ております。これは輸出面におきまして、多少独占禁止法の適用を緩和する必要があるというふうな点の改正がおもな点だと承知いたしております。

○木下源吾君 それは表面的にはそういうことも言えるであらうしますが、そうではありません。これは私さつき言うように、この間八千万ドルの協定ができましたならば、これをどうしてやつたならば実施できるか、この間の大蔵省の問題なんかもそうですよ、そんな経済の、あなたの方のところへ相談もなくそういう統制なんか、官僚統制みたいなものをどどん出していくようでは、私はせつかく皆さんが研究してやつておられることが実行できないのじやないか、こういう心配を持つのであります。きよらは、私はもう時間もありませんし、ただ突然長官がお見えになつたのでお伺ひしておるのであります。きよらとにかく……自立経済は中国の貿易、そういうことが絶対必要であるという御所見ですな、これを伺ひまして、私は非常に心強く考えております。従ひまして具体的な問題についてはあらためてお聞きすることを書面でもこしらえて、そうしてじっくりお考え、御協議の上御答弁願ひことにいたしますが、どうかほんとうに計画的なものをやつていかれるならば、基本的なものから、具体的に東南アジアの貿易はどうなるか、あるいはアメリカとの貿易はどうなるか、そういうものの具体的なもので研究させられて、そうして……当然来ますよ、

当然来るです、それはもう何と言われたい、相手は社会主義國であらうが、何の國であらうが、必要なものの購入ということには何も關所はないわけでありまして、ただ思想とか、あるいは外交上の支障とかいふもので漫然とこれをうっちゃつておくのではなくて、進んで一つ一つ解決していけばできることなんです、そういうことには一つ御協力、御努力願つて、何もりっぱな、形だけのものは要りませんから、ほんとうに日本の今のような経済の打開のために御努力願ひたい、こういうふうに希望いたしまして、本日はこれだけにいたしておきます。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十六分散會

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局